

2004年度 明治大学法科大学院 第二次選考 論文試験問題

【刑法】

AとBは、共通の知人であるX宅で対談中であつたが、ささいなことから口論となり、A・Bともに激昂し始めたところ、Bが突然にナイフのようなものを振りかざしてAに襲いかかってきた。このため、Aは咄嗟にX宅に置いてあつたゴルフクラブを手に取り、Bに反撃しBに3週間の加療を要する怪我を負わせてしまった。その際、AはX氏所有のゴルフクラブ(時価10万円相当)を破損してしまつた。

Aの刑事責任を論述せよ。